

東浦町飼料価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する状況において、穀物の需要増加や海上輸送の混乱などによる輸入飼料の価格高騰により、経営に影響を受けている畜産農家を支援するため、畜産農家に対し予算の範囲内において交付する東浦町飼料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人にあっては町内に住所を有し町内の農場を営んでいる者、法人にあっては町内に本店所在地を有する者であること。
- (2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の4第1項の規定に基づく定期報告書の提出をしている者であること。
- (3) 令和4年2月1日時点において、牛、豚又は鶏を飼養していること。ただし、豚にあっては15頭以上、鶏にあっては150羽以上飼養していること。
- (4) 町税の滞納がないこと。
- (5) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと又は暴力団等と密接な関係を有していないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、令和4年2月1日時点において飼養している頭数又は羽数に応じ、牛にあっては50頭までごとに、豚にあっては500頭までごとに、鶏にあっては5,000羽までごとに10万円とする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町飼料価格高騰対策支援金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、令和5年2月28日までに町長に提出するものとする。

- (1) 個人にあっては町内に住所を有していること、法人にあっては町内に本店所在地を有していることが確認できる書類
- (2) 町税の未納がないことを確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、本町が保有する公簿により確認することができるものについては、申請者の同意に基づいてその公簿により確認し、書類の添付を省略することができる。

(交付の決定及び額の確定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当で

あると認めたときは、東浦町飼料価格高騰対策支援金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2）を、適当でないと認めたときは、東浦町飼料価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3）を申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第6条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者（以下「支援対象者」という。）は、東浦町飼料価格高騰対策支援金請求書（様式第4）を令和5年3月10日までに町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、支援対象者に支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び支援金の返還）

第7条 町長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（1）虚偽の申請その他不正の行為により支援金の交付を受けたとき。

（2）その他町長が支援金を交付することが適当でないと認めたとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年12月28日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、同日以後も、なお効力を有する。

様式第 1 (第 4 条関係)

東浦町飼料価格高騰対策支援金交付申請書

年 月 日

東浦町長

住所
法人名及び代表者氏名
(個人の場合は代表者氏名)
連絡先

東浦町飼料価格高騰対策支援金の交付を受けたいので、東浦町飼料価格高騰対策支援金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円

様式第 2（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町飼料価格高騰対策支援金交付決定通知書兼額の確定通知書
年 月 日付けで申請のあった東浦町飼料価格高騰対策支援金について、下記のとおり交付することを決定しました。

記

東浦町飼料価格高騰対策支援金

金 _____ 円

様式第3（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町飼料価格高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東浦町飼料価格高騰対策支援金について、下記のとおり不交付とすることを決定しました。

記

不交付の理由

様式第 4 （第 6 条関係）

年 月 日

東浦町飼料価格高騰対策支援金請求書

東浦町長

住所
法人名及び代表者氏名
(個人の場合は氏名)
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付額の確定の通知のありました東浦町飼料価格高騰対策支援金について、東浦町飼料価格高騰対策支援金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 交付金の請求額 金 円

2 振込口座

金融機関名	銀行 金庫 農協		本支店名	店
預金種別	1 普 通 2 当 座 3 その他	口座番号		
(フリガナ)				
口座名義人				